

特集

~疑問に答えて~⑥ その1

「ねたみ差別」 同和問題Q &A

できたいいろいろな施設が見られます。(写真参照)
また、経営基盤の安定していない中小企業に対するさまざま

これが、このように、地域やそれぞれの状況に応じた特別な施策

向上させていくことが、お互
いの幸せをつくることになる
のではないかと思う。同和

地区に対する「地対財特法」もその一つなのです。

根強いねたみ意識や誤解

南国市で、同和対策事業が行われるようになってから、26年たちました。その間、同和地区の環境は見違えるように改善されました。

しかし、事業が進むにつれて、さまざまな誤解やうわさが聞かれるようになりました。

それは、

- ◆ 同和地区にだけ、なぜ特別な事業が行われるのか。
 - ◆ 今は、同和地区のほうがよっぽどよくなつた。逆に私たちが差別されているみたいだ。
 - ◆ 改良住宅の家賃が安すぎる。
 - ◆ 運転免許がただで取れる。
 - ◆ 家を建てるのに金を借りても返さなくてもよい。
 - ◆ 同和対策事業はもう十分。やりすぎだ。などです。

今回と次回にわたって、このような声がほんとうに正しいのか、考えてみましょう。

ているのは、同和地区だけか。



定住促進マンション
中トレス牛久(一関村)

□ 同和地区にかけ
と感じるのは、なぜで
しょうか。

一つには、同和対策事業の結果が「目に見える一日に一歩」からではないでしょうか。同和地区以外でも、道路が整備されたり、下水道が整備されたりして生活環境は整つきました。しかし、それは只いまい間の積み重ねの結果です。ところが、同和地区的場合は劣悪な状態がずっと放置され、事業によって一気に良くなりました。そのため、同和地区的変化が際だって見えないでしようか。



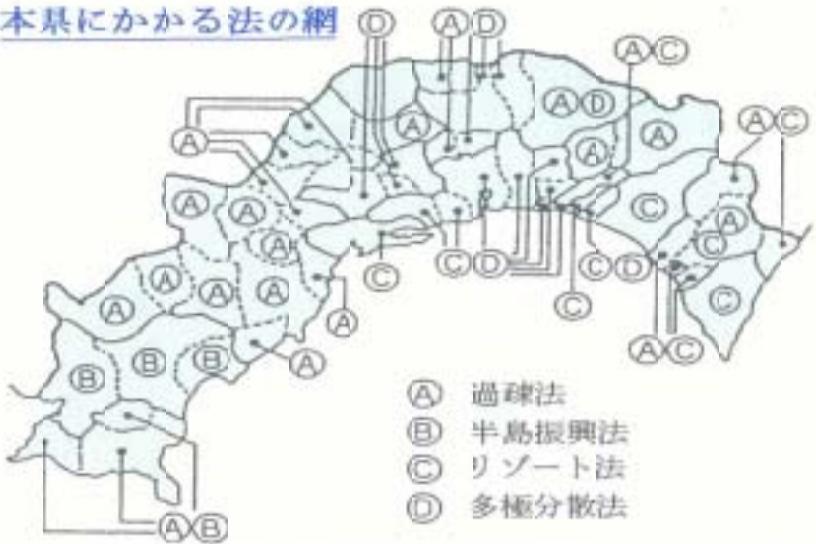
物語保健センター

同和対策事業

事業の仕組みなどを十分に
知させていなかつた行政に
責任があります。

同和対策事業は差別の結果、実現であつた同和地区の環境などを改善するため、一九六九年に制定された「同和対策事業特別措置法」に基いて始められました。この法律は、事業内容や方法を実情に合わせながら、現在の「地対財特法」に受け継がれています。

本県にかかる法の総



特例措置

特 例 扶 搾	
過疎法	1. 財政面=国庫補助率の引き上げ（学陝総合1/2→2/3など）、過疎債など 2. 税制面=事業用資産の買い替えにかかる課税の特例、減価償却の特例 3. 金融面=農林漁業金融公庫貸し付け、過疎地域産業振興特利制度など
半島振興法	1. 財政面=半島循環道路の整備（補助率5.5/10→5.75/10）、基幹的市町村道整備の県代行、農道整備事業の採択基準の緩和など 2. 税制面=減価償却の特例、特別土地保有税の非課税など 3. 金融面=地域産業振興特利制度、地減産業振興貸付制度
リゾート法	A 民間事業者への支援 1. 税制面=法人税、所得税の特別償却、事業所税の非課税、固定資産税の不均一課税など 2. 資本面=第三セクターのスポーツ、レクリエーション施設整備に対するNTT無利子融資 B 地方公共団体への支援 1. 地方債=民間事業者に対する出資、補助など助成経費の地方債充当など 2. 公共施設整備=港湾・コースタルリゾート・関連公共施設の整備
多極分散法	重点整備地区内に整備する中核的民間施設についてリゾート法とほぼ同様の税制、金融上の支援措置

* 93.1.30付け高知新聞より